

【返戻金制度】

<返戻金が発生する場合>

採用人材が甲（企業）に入社した日から1カ月未満に次に掲げる事由が生じた場合は、乙（弊 社）は甲に対して紹介手数料の80%を返金する。入社日から1カ月以上3カ月未満の場合 は、50%を返金する。

- ・ 自己都合により採用人材が退職した場合
- ・ 甲の就業規則に基づき採用人材が解雇された場合

<返戻金が発生しない場合>

上記の規定にかかわらず、次に定める場合は乙は甲に対し紹介手数料を返金する義務を負わない。

- ・ 甲の責めに帰すべき事由により、採用人材が退職に至った場合
- ・ 甲が採用人材に対する労働条件明示義務に違反した場合
- ・ 紹介手数料が 500,000 円（消費税別）以下の場合

以上